

## 八重瀬町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

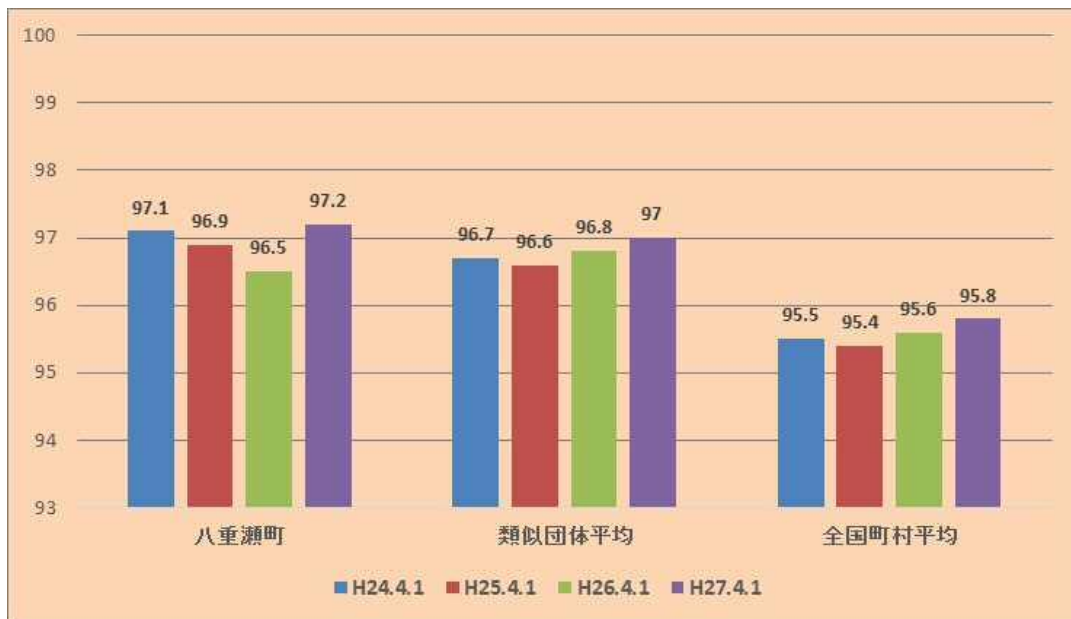
区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	29,495	13,106,766	448,992	1,846,267	14.1	15.3

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	179	690,148	80,346	253,842	1,024,336	5,722	5,748

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学齢や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3. 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本町該当なし

(4) 給与改定の状況

① 月例給 ※八重瀬町は、人事委員会を設置していないため以下、記載なし。

区 分	人 事 委 員 会 勧 告				給与改定率 %	(参考) 国の改定率 %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較 差 A-B 円	勧 告 (改定率) %		
22年度	—	—	—	—	—	—

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月数である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人 事 委 員 会 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数 月
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給 月数 B 月	較 差 A-B 月	勧 告 (改定月数) 月		
22年度	—	—	—	—	—	—

(注)「民間支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般職行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。1級及び2級の初任給に係る号俸は引き下げなし。高齢層については最大4%の引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

現業職の給料表についても一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(該当なし)

③ その他の見直し内容

実施内容(管理職員特別勤務手当、単身赴任手当等導入なし。)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八重瀬町	42.1 歳	314,500 円	343,225 円	340,272 円
沖 縄 県	40.8 歳	311,475 円	365,313 円	340,223 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	41.9 歳	313,133 円	381,214 円	345,081 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
八重瀬町	45.3歳	2人	283,000 円	332,900 円	329,800 円	—		— 円	— %
うち調理員	45.3歳	2人	283,000 円	332,900 円	329,800 円	調理師	45.3歳	184,800 円	1.80 %
沖縄県	52.6歳	276人	351,298 円	398,008 円	379,752 円			円	— %
国	50.2歳	2,994人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	—	— 円	
類似団体	50.3歳	12人	293,609 円	320,807 円	310,221 円	—	—	— 円	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八重瀬町	— 円	— 円	—
うち調理員	5,190,700 円	2,366,600 円	2.19 %

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年から平成25年までの3ヶ年平均)「沖縄県」のデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
八重瀬町	42.2 歳	305,000 円	323,000 円
沖縄県	43.3 歳	365,364 円	410,108 円
類似団体	40.4 歳	296,593 円	326,613 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国 比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		八 重 瀬 町	沖 縄 県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	139,500 円	— 円
	中 学 卒	131,500 円	131,500 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,850 円	335,060 円	373,200 円	391,775 円
	高校卒	217,833 円	290,500 円	320,125 円	379,667 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

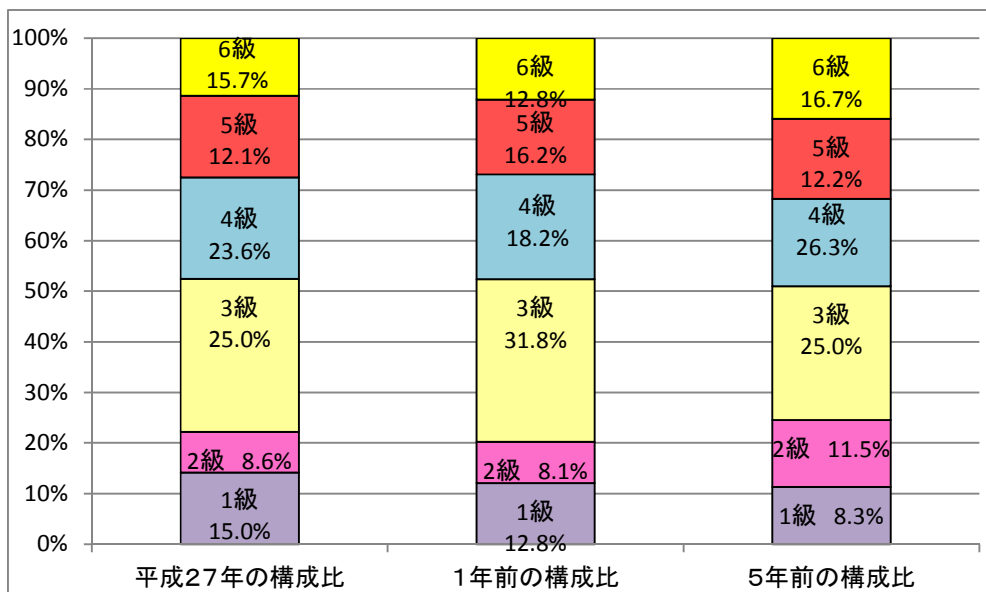
(注)1 当該階層別年齢が3人以下の場合は近似階層を記載したものである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事等の職務	21 人	14.1 %	135,600	243,700
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	12 人	8.1 %	185,800	307,800
3級	主査等の職務 高度な知識又は経験を必要とする保育士、栄養師、保健師、幼稚園教諭の職務	45 人	30.2 %	222,900	354,700
4級	係長の職務、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主査等の職務 保育所の主任保育士の職務 高度な知識又は経験を必要とする保育士、栄養師、保健師、幼稚園教諭の職務	30 人	20.1 %	261,900	388,300
5級	課長補佐又は主幹、幼稚園の教頭、保育所の所長の職務	24 人	16.1 %	289,200	400,600
6級	課長又は参事、議会事務局長の職務	17 人	11.4 %	320,600	422,600

(注)1 八重瀬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6給制に変更している。(旧給料表の1級及び2級ならびに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

○毎年、1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。  
 ○規則に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその勤務の級が6級以上であるものは、3号給)の昇給を実施。(55歳を超える職員については、「2号給」の昇給を実施。)

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

八 重 瀬 町		沖 縄 県		国	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)		—	
1,367 千円		1,482 千円			
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
( 1.45 )月分	( 0.70 )月分	( 1.45 )月分	( 0.70 )月分	( 1.45 )月分	( 0.70 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

八 重 瀬 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2~20%)		その他の加算措置		
退職時特別昇給	無し		退職時特別昇給	定年前早期退職特別措置	
1人当たり平均支給額	18,045 千円		1人当たり平均支給額	( 割増率2~45%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

なし

### (4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		1,947 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		24,900 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		43.60% %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において特に勤務を命ぜられた職員	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務	1947千円	1時間につき1,000円

(注) 特殊勤務手当11種類の内、10種類(税務手当、行旅病院等取扱手当、感染症防疫手当、国民健康保険職員手当、現金取扱手当、農薬散布手当、遺骨収集手当、保健士手当、幼稚園教頭手当、野犬等死体処理手当)の手当をH19.3.31で廃止、現在は1種類のみ

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	19,686 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	122 千円
支給実績 (25年度決算)	21,479 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	122 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	①配偶者13,000円 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者のうち1人につき6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人11,000円) ③その他1人5,000円 ※満15歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同	無	24,842 千円	285,500 円
住居手当	①借家・貸間居住者で家賃23,000円以下のとき 家賃-12,000円 ②家賃23,000円以上のとき (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)	同	無	18,484 千円	318,600 円
通勤手当	①交通機関等利用者は支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(ただし1箇月当たりの支給限度額は10,000円) ②交通用具使用者(徒歩通勤した場合の通勤距離が片道2km未満の者を除く)  片道 5km未満 2,000円 5～10km未満 4,200円 10～15km未満 7,100円 15km以上 #####	異	15km以上、10,000円が上限。	6,142 千円	51,600 円
管理職手当	①議会議務局の局長、町長部局の課長、教育委員会の課長、農業委員会の事務局長 (40,000円/月) ②議会議務局の参事、町長部局の参事、教育委員会の参事、農業委員会の事務局の参事(20,000円/月)	異	国は支給割合が8/100～10/100	9,161 千円	482,100 円

## 6 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	758,000 円 ( - 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円/ 333,000 円
	副 町 長	623,000 円 ( - 円 )	760,000 円/ 422,200 円
	教 育 長	591,000 円 ( - 円 )	円/ 円
報 酬	議 長	310,000 円 ( - 円 )	499,000 円/ 227,000 円
	副 議 長	254,000 円 ( - 円 )	430,000 円/ 182,000 円
	議 員	234,000 円 ( - 円 )	400,000 円/ 157,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長 教 育 長	(26年度支給割合) 3.10 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市 区 町 村 長	758,000円 × 在 職 期 間 4 年 × 500 / 100 =	1,516 万円 任期满了時
	副 町 長	623,000円 × 在 職 期 間 4 年 × 300 / 100 =	747 万円 任期满了時
	教 育 長	591,000円 × 在 職 期 間 4 年 × 250 / 100 =	591 万円 任期满了時
	備 考		

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

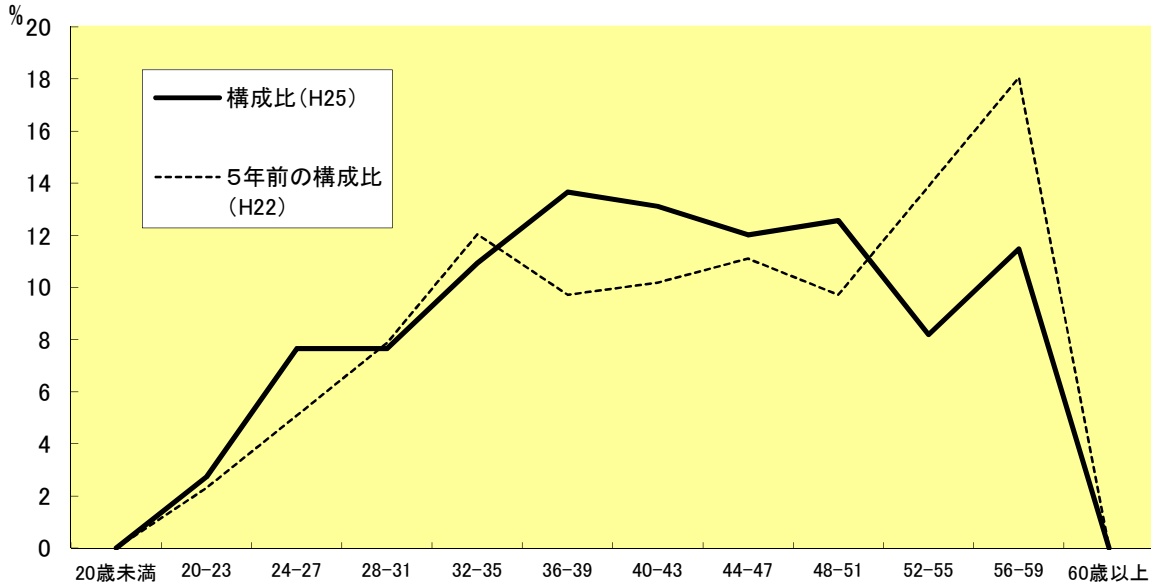
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	37	37	0	
		税 務	14	14	0	
		民 生	30	28	▲ 2	保育所の民営化計画のため、退職者による減教後の採用不補充
		衛 生	14	14	0	
		労 働				
		農林水産	16	16	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	20	20	0	
	小 計	136	134	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職 51.90 人)	
教育部門	44	38	▲ 6			
小 計	180	172	▲ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.31 人 員数 67.07 人)		
等 公 営 企 業 部 門	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	10	10	0		
	小 計	11	11	0		
合 計		191 [ 250 ]	183 [ 250 ]	▲ 8 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.04 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む)

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	14人	14人	20人	25人	24人	22人	23人	15人	21人	0人	183人

※公務員給与実態調査に基づき作成(教育長除く)

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門数 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	154	150	146	139	136	134	△ 20 (▲ 15%)
教育	49	47	46	44	44	38	△ 11 (▲ 29%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	203	197	192	183	180	172	△ 31 (▲ 18%)
公営企業等会計計	13	10	12	11	11	11	△ 2 (▲ 18%)
総合計	216	207	204	194	191	183	△ 33 (▲ 18%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数の推移(教育長含む)  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。